

平成29年度 加賀野地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年8月22日(火)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
加賀野	1	<p>中学校通学区域の見直しについて</p> <p>当町内会では、城東中学校及び下小路中学校の2校が通学区域となっているが、見直しできないか。</p> <p>(大日町内会)</p>	<p>現在の学区は、昭和37年に城東中学校が、下小路中学校から分離して設置された際に設定しておりますが、その経緯が、現存する行政文書では明らかになりませんでした。</p> <p>盛岡市小中学校適正配置基本方針では、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するために、地域活動等と連携した学校教育が進められるよう、学区と地域活動の区域は一致していることが望ましいとしておりますので、地域(町内会及び保護者)の意見がまとまり、地域の総意として学区の見直しの要望があった場合は、見直しを検討してまいります。</p>	教育委員会 学務教職員課
加賀野	2	<p>消防分団の見直しについて</p> <p>現在、当地域では一部、盛岡市消防団第5分団と同第14分団の所管区域となっているが、単一となるように見直しできないか。</p>	<p>消防分団の所管区域は、分団の歴史的な背景や今まで築き上げてきた地域住民との協力体制、また分団の後援会を組織した経緯などにより定められ、現在に至っております。また、区画整理に伴う住居表示の見直しなどが行われた地域では、分団の所管区域と町内会等の区域とが一致していないところがあります。</p> <p>分団の所管区域の見直しにつきましては、歴史的な背景等も踏まえて検討する必要があると考えておりますので、今後、町内会、消防団及び後援会の三者で協議する場を設けてまいりたいと存じます。</p>	総務部 消防対策室
加賀野	3	<p>児童公園敷地内の建築物について</p> <p>加賀野公園敷地内に公民館等の建設ができないものか。</p> <p>(大日町内会)</p>	<p>都市公園法及び盛岡市都市公園条例により、都市公園内に公園施設(遊具、広場、ベンチ等)以外の工作物を公園管理者以外が設置できる施設は、電柱、上下水道管、非常災害時の仮設の工作物等と示されておりますので、町内会が公民館等を建設することは難しいと存じます。</p> <p>また、当該公園北側に盛岡市有地がありますが、公民館等の建設において接道等の課題もありますことから引き続き大日町内会と相談してまいりたいと存じます。</p>	都市整備部 公園みどり課 総務部 管財課

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
加賀野	4	<p>空き屋対策について</p> <p>①旧岩山飯店跡の建物について 東桜山2番の旧岩山飯店跡は、長年空き家になっており、近隣の住民から夜間の通行は怖いとの声もあり、防犯上も景観上も大きな障害になっています。 また、大雨や地震などの災害時には、擁壁が崩れることが想定され、下に住んでいる住民にとって非常に危険な建物ともなっています。</p> <p>②旧岩山漆芸美術館跡の建物について 加賀野字オノ神の旧岩山漆芸美術館跡は、現在空き家となっています。今後の利用について、市ではどのような考えをしているのか伺います。 岩山への観光道路沿いであり、大勢の人が通る場所でもあることから善処をお願いします。</p> <p>(東桜山町内会)</p>	<p>①旧岩山飯店跡の建物について 旧岩山飯店跡の建物につきましては、所有者を調査した結果、所有権移転の登記をしないまま海外へ転出したことが判明しているものの、連絡がとれないため、所有者による建物の解体は望めない状況です。 市といたしましても、建物の解体など費用をかけた抜本的な対策をとることは困難ですが、外壁の一部が剥がれ落ちているなど老朽化が進んでいることから、敷地への立入りを防ぐためにロープと「立入禁止」の表示札を設置したところですが、防犯上心配される不法侵入の危険については、建物の主要な出入口が施錠されていることが確認されましたことから、今後も状況を見守ってまいりたいと存じます。</p> <p>擁壁につきましては、宅地造成工事規制区内であることから、市関係課、警察及び消防による定期パトロール及び大雨や地震などの場合の随時パトロールを実施しておりますが、引き続き状況の把握に努めてまいります。</p> <p>②旧岩山漆芸美術館跡の建物について 旧岩山漆芸美術館跡の建物については、平成25年3月に策定した「岩山公園整備基本計画」において、今後の利活用を検討することとしております。また、今後実施予定の盛岡市動物公園公民連携事業の取組の一環として、岩山エリアの活性化に向けた当該建物の利活用の可能性についても検討する予定であります。 当該建物は、昭和50年の新築後42年、平成21年の漆芸美術館閉鎖後7年経過しており、利活用を図るためには、建物の安全性を担保するための耐震診断と一定の修繕工事が必要であり、多額の費用を要することが予想されることから、活用策の検討に当たっては、その費用対効果についても精査する必要があると考えております。 なお、現在は、年数回程度、建物内及び敷地周辺の状況を確認し、適切な管理保全に努めております。</p>	<p>市民部 くらしの安全課</p> <p>都市整備部 都市計画課</p> <p>総務部 管財課 都市整備部 公園みどり課</p>